

業務補助職員の募集について

枇杷島スポーツセンター

| | |
|------------------|---|
| 雇 用 期 間 | 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで ※ただし、延長することも可能です。 |
| 勤 務 場 所 | 枇杷島スポーツセンター管理事務室（名古屋市西区枇杷島1丁目1-2） 名鉄 名古屋本線「東枇杷島駅」下車、徒歩5分（車通勤不可） |
| 勤 務 形 態 | 週20時間未満（雇用保険なし、社会保険なし） 週20時間以上29時間未満（雇用保険あり、社会保険なし） 勤務：6時間又は5時間 |
| 業 務 内 容 | スポーツ・レクリエーション施設等の管理運営に関すること ※業務の都合により業務内容を変更することがある |
| 勤務日、休日 及び勤務時間 | 勤務時間：（早番） 8時15分～15時15分までの6時間 8時15分～14時15分までの5時間 （遅番） 14時45分～21時45分までの6時間 15時45分～21時45分までの5時間 ※業務の都合により業務時間を変更することがある ※いずれも休憩時間を含む |
| 休 憩 時 間 | （早番） 10時45分～11時45分、12時00分～13時00分 （遅番） 16時45分～17時45分、18時00分～19時00分 ※業務の都合により休憩時間を変更することがある |
| 有 給 休 暇 | 付与日数 6月継続勤務し、その間の出勤率が8割以上であるとき （雇用期間が継続して1年6月以上の場合は、6月を超えた日から1年毎 の期間）※日数は、業務補助職員就業要綱による。 |
| 賃 金 | 1. 賃金 1,090円/時 ※午後9時を超える勤務の部分 1,135円/時 2. 通勤手当 通勤に要する運賃等の額に相当する額（850円まで） 3. 支給方法 月末締めの上原則翌月10日支給 4. 昇給等（別要綱のとおり） 5. 賞与・退職金制度はありません。 ※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の被保険者となる場合には自己負担額を控除します。 |
| 退 職 | 雇用期間の満了又は懲戒免職事由に該当した場合 ※退職に関する各事項の詳細は、業務補助職員就業要綱による。 |
| 連 絡 先 | 枇杷島スポーツセンター（担当：白井） 〒451-0053 名古屋市西区枇杷島一丁目1番2号 TEL. 052-532-4121 FAX. 052-522-8520 |